国民年金特集号

広報にのみや

第35号
発行所　二宮町役場
電話二宮68・353番
印刷所　池田印刷所
電話二宮120番

町の人口動態
昭和35年10月1日現在

世帯数	2,918 世帯
人口総数	13,749 人
男	6,719 人
女	7,030 人
面積	8.96km²

皆んな揃って届出を

拠出制国民年金の加入受附は今月から

国民年金のはなし

①国民年金の必要なわけ

社会保障制度とは、一口にいえば欠乏ないしは貧困に対する施策がいうことと出来ますが、こうした状態になる前に救済の手がさしのばされることこそ**社会保障制度の本質**というべきです。

軍人や官吏には古くから**恩給制度**があり、安くはあろうが与えられた俸給にあまんじて国のために長くつくしました人達の老後の生活保障をした制度で、一般国民にとつては羨望のまとでしたこのうち病気、けが、失業などは健康保険や国民健康保険、又は失業保険が実施されて相当防げるようになりました。

ところが、老令、身体障害による廃疾、或は生計中心者の死亡となると問題は簡単ではありません。ニッチもサッチもいかなくなつたときの生活保護はありますが、こうした状態になる前に救済の手がさしのばされることこそ**社会保障制度の本質**というべきです。

軍人や官吏には古くから**恩給制度**があり、安くはあろうが与えられた俸給にあまんじて国のために長くつくしました人達の老後の生活保障をした制度で、一般国民にとつては羨望のまとでしたその后厚生年金が生れ、また各種の**共濟組合制度**が出来ましたが、これらはいづれもいわゆる月給生活者のみを対象にしたもので、一般国民から見れば高嶺の花にしかすぎません。

農林漁業者のための恩給、**商店員のための年金**、これこそ近代**福祉国家の社会保障制度**として必要なものです。ここに一般国民の生活保障としての**国民年金制度**が生れた理由があります。

昨年十一月から始まった福祉年金以来何回もの広報紙でおしらせしましたこの国民年金制度について、いろいろ疑問の点もあると思いますので、その点について、責任ある当局の考えて

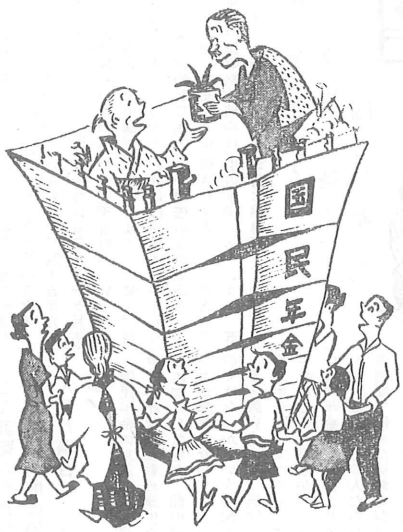

年金で老後に夢を明かるさを

いる諸点をおしらせします

②無拠出の福祉年金が長くつづくなら何も拠出制の年金に加入しなくてもよいではないか！

福祉年金は拠出制度の年金がはじまるまでのつなぎと、また拠出制年金がはじまってからもそれを補うものとして設けられているものです。

年金ははしいが掛け金は出したくないという気持はあると思いますが、もともと社会保障制度は、国民一人一人が貧困に対する予防を共同しておこなおうとするもので、ことに老令のように、人間だれもがいつかは到達しなければならない事態に対しては、みづから掛け金をし、自分達の力で出来るだけのそなえをするということが当然のことではないかという考えかたに立つたからです。

また第二番目には、これに必要な財源の問題です。

もちろん年金も七十才からでよい、金額も一ケ月千円程度でよいというなら別ですが、少なくとも老人一人でくらしていける程度の金、月三千五百円を支給するためには、無拠出制度にしますと、年金に要する費用は全部国民が納める税金でまかなうことになり、これを負担するのは、そのときの若い人になります。将来年金に要する費用は一年に千五百億円以上にもなると予想されますが、これをわたしたちの子供や孫の納める税金とすることは、到底困難だということです。

第三番目には、年金制度は、年金給付の額をはじめ**制度そのものに安定と確実性**が必要です。

そのときどきの財政事情で年金の額が下げられたり、どうしても年金をもらうまた生活程度の向上にともない年金額をあげることも出来なくなり、社会保障制度としての国民年金の発展が出来ないからであります。

福祉年金は現在すでに年金をもらうような状態になつている人に支給するほか拠出制の年金に加入してもらうまで年金をもらうことは出来ません。

届出始まる

③保険料は貧富の差がなく一律百円、百五十円は矛盾だと思うが！

国民年金の保険料は**三十五才未満が月百円、三十五才以上が百五十円**となつていますが、本来出来得るならば、富めるものから多くまづしい人からは少なく納めていただき、それに応じた年金を支給するというのが理想ですが、現在国民年金のおもな対象となる農業者では所得税を納めている人には今后も続いて年金を支給する制度として残るわけですが、現在五十才未満の人は拠出制の年金に加入してきめられた手つゞきをしていないと福祉年金ももらえなくなります。

町民税の課税方法は各市町村でまちまちであり、国を統一して国民一人一人の所得状況を調べることは現在不可能なことなのです。

したがつて国民の負担出来る額として出来得るだけ少ない額を均一に納めてもらうようにしたわけです。

今から三年後には年金の支給がはじまる**障害年金**や**母子年金**または**遺児年金**、十年後から支給のはじまる**老令年金**などの準備のため積立てておく年金財政の計算をしますと保険料はどうしても一ケ月百八十円位が必要となりますが、このうち三分の一を国の負担とし比較的収入の少ない三十四才までを月百円。世帯もかたまり収入状況も安定してくる三十五才以上を月百五十円の均一制にしたわけです。

なお納めたくても納められないような人にはその間**免除**されますので心配はいりません。

④それでは保険料が納められない人の免除はどの程度か

月百円、百五十円の負担も事情により困難な家庭もあると思いますが、だいたい農家で五人世帯の場合、収入が年間十六万二千円乃至十八万二千六百円程度以下であれば免除になります。

免除になる人は年金制度に加入する人の三分の一程度となる見込でおりますので、決して無理なとりたてはしないことになっています。

⑤保険料の掛け捨てということはないか！

国の人口統計ではつきりしている勢字（三十三年～三十四年統計）で見ると、二十才で加入した百人のうち**男は六十八人、女は七十八人**の人が老令年金を受けることになり、そのほか障害、母子、遺児、寡婦のいづれかの年金を受けることが出来る場合を考慮に入れると、百人のうち男女とも**九十人程度の人が何等かの年金を受けることになります**。

社会保障制度としての国民年金制度は**相扶共済なり共同連帯なり**の精神によつて社会的に、老後の備えをするということから、最少の保険料で真に社会的に保障が必要とされる給付を充実する方向に進むべきで、あまりかけ捨てを云々するのはさけたいことでありますが保険料のかけ捨てをきらうことは人情であり、一般国民の感情を尊重することが制度の円滑な発足のため必要とされますので、その人のかけた保険料相当額を、**死亡一時金**として遺族の人に支給するという制度を考えられて居り、いま厚生省でその準備がすすめられています。

⑥四十年も保険料を払うのは長過ぎる

また老令年金が六十五才からでは遅すぎると思うが！

保険料を四十年掛けなければ年金がもらえないということはあやまりです。老令年金をもらうため必要とされる保険料の納付期間は途中で保険料の免除をうけたものおよび四十五才以上で加入したものは**十年**間、二十才から三十才で加入する人でも**二十五年**であつて、四十年という期間は老令年金を受けるために保険料を納めなければならないものですが、諸外国でも同様で、たとえば社会保障の母国といわれるイギリスでは、納めて戴き最高の年金を受けるようにしたいものです。

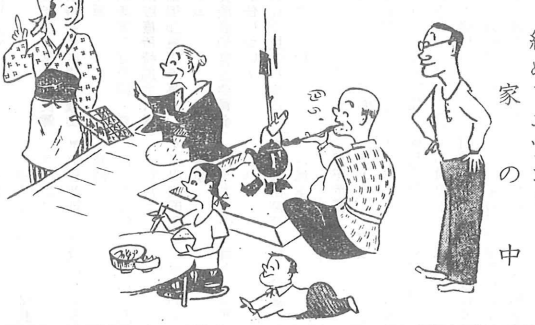

保険料納めてニツコリ家の中

たばこは町内の店で買いましょう！
毎日みなさんが買っておられる、たばこの百分の十が、たばこ消費税といって町の大切な収入になります
SHINSEI 4円40銭　Peace 4円40銭　光 3円30銭
町税収入
いこい 5円50銭
スリ・エー 6円60銭

でも、被保険者期間は十六才から男が六十五才、女が六十才で、四十九年或は四十四年となっています。国民年金では来年四月一日現在で三十一才以上の人達のためには大巾な優遇措置を設け加入するときの年令により二十四年、二十三年というように保険料の納付期間を順次繰り下げ先ほど申しましたように四十五才以上の人は十年まで短縮しています。

また恩給や厚生年金は五十五才あるいは六十才で年金がもらえるのに国民年金では六十五才にならなければもらえない、もらう時期が遅すぎるという人がいますが、国民年金のおもな対象者は一般に生産手段をもっているものが多く、雇傭者とくらべ職業に従事することが長いこと、被用者年金制度のように退職を支給条件としないことです。またかりに支給開始年令を六十才に引きさげると年金給付に要する費用は二倍も必要になりいきおい保険料を相当上げなければならなくなります。

また一方現在六十五才の人の平均余命は男が十二年女は十四年という事になっており将来の平均寿命のびることもあわせて考えますと支給期間が短かすぎるということもないわけです。

⑦四十年さきに三千五百円の年金ではどうか！

国民年金における月三千円という額は現在の時点において一応この程度の年金額があれば老人の生活をさゝえるに足りると判断して定められたもので、いまかりに四十年間の保険料を納めた六十五才の人があるとすれば、その人の年金額が一ケ月あたり三千五百円になるというもので、四十五年先に支給される年金が一ケ月あたり三千五百円という性質のものではありません。長い間には生活水準の上ることや物価の変動もあると予想されますが、そのときの生活水準にあうように、五年毎に再計算して上げていくことになっています。

これは池田内閣のいつてい見されます。この点が民間の保険や郵便年金と大きく異る点です。

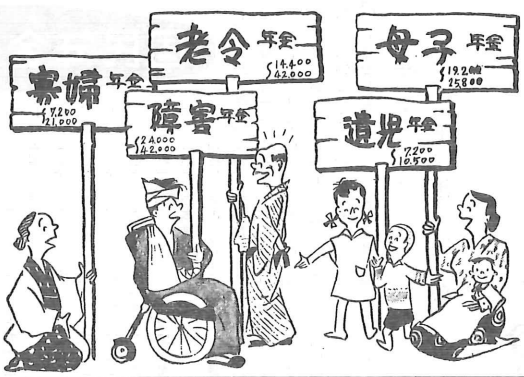

五千円程度になることが予見されます。この点が民間の保険や郵便年金と大きく異る点です。

⑦今後会社や工場など就職のためほかの年金制度に加入した場合はどうか！

国民年金に加入しても途中で会社などに勤め厚生年金に加入した場合、前の掛け金が無駄になってしまうのではないかという心配もあると思いますが、国民年金が出来て、すべての人に年金をという立前から、互に他の年金制度を渡り歩く人たちの為にその人たちが各制度で納めた保険料がかけすてにならないように、つまりその人たちが老後になって必らず年金がもらえるように、それぞれの年金制度に加入していた期間を合計して一定期間以上になれば老令年金がもらえるようなしくみをつくることになり、いま具体的に準備が進められています。この制度は、来年四月前に各年金制度が一斉に実施することになっています。

⑨納めた保険料はどうなるか！

国民年金の保険料は毎月百円、百五十円を国民から納めていただいて、これに国が負担する二分の一の国庫負担を加えて積立て将来の年金を支給する財源としています。この金は国民年金以外の財源にすることはありません。

この金は、年金を支給するに必要になるまで有利に運用することになりますが一部にはこの金が軍備費につかわれるのではないかと心配している人もあるようです。

国民年金の積立金は、拠出者である国民のために使われるような途が考えられるべきです。

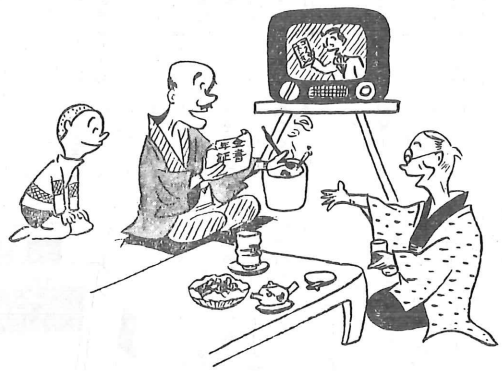

年をとっても
掛けた年金
まっている

このことについては、国民年金審議会からもすでに政府に中間答申が出されておりますが、生活環境の施設改善とか、老人ホームなどの社会福祉施設とか、国民年金制度の健全な発展に役立ち国民の納得のいくような筋のとおった方法で運用されるよう政府部内で具体策が研究されており、本年度中に必らず決定されることになっています。

おわりに、いままで何度も申しましたように、国民年金はわたしたちのしあわせを守るためのものです。必らず加入しなければならない二十才から四十九才までの勤め人以外の人は勿論、勤め人の奥さんがたや五十才から五十四才までの人で希望加入の人も、すゝんで加入届を出して国民年金の被保険者となることが将来の幸福をつかむための一番の近道といえます。

加入届の受付は十月一日からはじまっています。

役場に用意してある用紙に名前と生年月日を書いて印をおせばよいのです。

そして本年度中におわたしする国民年金手帖が皆さんの将来の幸福を約束するしるしになります。

国民年金についてさらにくわしいことがお知りになりたかったら遠慮なく役場の年金係までお出かけ下さい。

（本文は県国民年金課の解説による）

九月定例議会から

教委に橘川良作氏
市川栄次郎氏は再選

九月町定例議会は去る、九月二十九日開会、次の議案の審議がなされ午后七時十分閉会した。

○教育委員会委員選任について

橘川喜一郎、市川栄次郎両委員の任期満了につき、あらたに橘川良作氏と再選の市川栄次郎氏を委員に選任することに同意。

橘川良作（59）農業、一色四二二

市川栄次郎（61）再選二宮二七九

○二宮町職員定数条例の一部を改正する条例について

職員の異動に伴い改正された。

○固定資産評価審査委員委員選任について

橘川良作委員の辞職につき、あらたに石川健蔵氏を委員に選任することに同意

石川健蔵（56）農業、一色七五一

○請願四件

▼国鉄二宮貨物駅廃止反対の請願（経済常任委員会に付託された）

▼学校薬剤師設置に関する請願（文教常任委員会に付託された）

▼拠出制国民年金について請願（厚生常任委員会に付託された）

▼吾妻山開発に係る請願（保留）

○昭和35年度二宮町国民健康保険特別会計歳入歳出追加予算

○昭和35年度二宮町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出追加更正予算

○昭和35年度二宮町歳入歳出追加更正予算

次ページ 追加更正予算の概要

九月町議会定例会で一般会計、特別会計の追加更正予算がきまり、一般会計追加更正予算額は五、三九〇、〇四〇円で本年度二宮町才入才出予算額は六五、七二、三五九、〇〇〇円ほか。

一般会計で更に五三九万円追加

○円減＝ブール使用料減。○、八〇〇円増＝清掃夫の更正予算（歳入）①診療収入一、七〇、〇四〇円増＝職員四名の退職金三六九、〇〇〇円増＝国の追加予算がなされ総額は九、八三〇、〇〇〇円。

町診療所特別会計では追加更正予算額が一、五九一、五五二円の減額で総額は三、二八八、四四八円となりました。

その内容のあらましは次のとおりです

◇二宮町歳入歳出追加更正予算

（歳入）①町税四〇、〇〇〇円増。②地方交付税三、七三二、〇〇〇円増。④使用料および手数料六、七六二、七六四円増＝中学校々舎工事費追加と要保護児童給食費補助金、通川匂部落の小学校四年生以下の児童通学費補助金ほか。⑥社会福祉費補助金ほか。⑦保健衛生費一〇、〇〇〇円増。⑧雑収入一、〇〇〇円。

（歳出）⑤施設費一、五九七、七二三円減＝診療所縮少による減。⑨予備費六、一七一円増。

×　×　×

◇二宮町国民健康保険特別会計歳入歳出追加予算

（歳入）⑥繰入金七七〇、〇〇〇円増＝一般会計より繰入金。

（歳出）④直診勘定繰出金七七〇、〇〇〇円増＝国保および労働施設費四七、〇五〇円増＝国民年金の事務費ほか。⑦保健衛生費一〇、〇〇〇円減。

◇二宮町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出追加更正予算

（歳入）①診療収入一、七二二、〇〇〇円減＝外科、X線科の閉鎖のため収入減②一部負担金六〇二、八〇九円減＝町国保窓口徴収金減ほか。⑤使用料および手数料三七、五〇〇円増＝健康診断手数料四〇、〇〇〇円増。外来入院患者の臨時雇賃金ほか。⑬諸支出金一、一〇〇、五〇〇円増＝国保特別会計へ繰出金および職員私用電話使用料二七七〇、〇〇〇円、下町第一、五〇〇〇円減額など。⑨繰入金七七〇、〇〇〇円増＝国保特別会計より繰入金⑩繰越金七、五六〇円増。⑪雑収入八、〇〇〇円減。

（歳出）施設費一、五九七、七二三円減＝診療所縮少による減。⑨予備費六、一七一円増。

×　×　×

中学校増改築建設寄附金

二宮一五番地　近藤新さんは、故夫近藤孝友（元二宮中学校教諭）追善供養のため、二宮中学校増改築建設資金として金二万円寄附されました。